下町浄化センター

全窒素・全りん測定装置
保守点検委託（その２）

特　記　仕　様　書

平成２３年度

横須賀市上下水道局

7270-05-012-011-01-06-01

第　1　章　　総　　　則

（目　　的）

第　1　条　　本委託は、下町浄化センターに設置されている全窒素・全りん自動測定装置の保守点検を定期的に行い、指定する期間を通じて正常な計測および正常な機能を維持することを目的とする。

（場　　所）

第　2　条　　横須賀市三春町２丁目１番地、平成町３丁目２番地　下町浄化センター

（期　　間）

第　3　条　　自　　平成23年7月　1日
至　　平成24年3月31日

第　2　章　　委　託　内　容

（委 託 内 容）

第　4　条　　委託内容は下記項目のとおりとする。

下町浄化センターに設置されている３台の全窒素・全りん自動測定装置の維持管理保守及び点検。

・製造事業者　　㈱アナテック・ヤナコ
・型　　　式　　ＴＰＮ－508
・維持管理保守及び点検は取扱説明書による
・カートリッジ純水器(G-10C 形)の再生

通常業務における維持管理業務及び、年間を通じ正常な計測が出来るよう、点検、校正及び消耗品の交換・納入を行うこと。

なお、試薬品類は受託者の負担とし、試薬の廃液処理は横須賀市上下水道局（以下局という）にて行なう。

また、平成22年度に使用した薬品は以下の通りである。

・1.5％$K_2S_2O_8$
・0.98％NaOH
・2.4％Asc
・Mo+Sb

（故障時の対応）

第　5　条　　受託者は、点検設備に支障を及ぼす恐れのある故障が発見された場合もしくは、それらの連絡を受けた場合には、すみやかに局監督員（以下監督員という）と相互協議のうえ、適切な措置及び修理を行うものとする。

（費用の負担）

第　6　条　　前条に基づく作業により発生した費用は、特別な場合を除きすべて受託者の負担とする。その際監督員に速やかに報告しなければならない。

第　3　章　　　報　　　　告

（報告書の提出）

第　7　条　　報告書の提出は下記項目のとおりとする。

１．受託者は、保守及び点検終了後及び第５条に基づいた作業を行った場合は、すみやかに点検結果報告書または作業報告書を提出すること。

２．報告書には、点検日、開始終了時間、点検従事者全員の氏名、点検内容を記載し、作業状況がわかる写真を添付すること。部数は基本的には２部とするが、監督員と随時相談のうえ決定するものとする。

第　4　章　　　そ　　の　　他

（現場責任者の選任）

第　8　条　　受託者は、あらかじめ現場責任者の氏名を、監督員に通知すること。

（作業の打ち合せ）

第　9　条　　作業の打ち合せは下記項目のとおりとする。

１．受託者は、業務の実施にあたり、作業前に監督員と十分な打ち合せを行い、施設の運転・機能に支障を与えないようにすること。

２．受託者は、打ち合せに際し必要な書類を提出し、これに基づいて作業を行わなければならない。

３．点検に際して、他の機器などのシステムに影響を与える内容の打ち合せを行った場合は、議事録を提出すること。

（安 全 管 理）

第　10　条　　安全管理は下記項目のとおりとする。

１．受託者は、作業の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに常に人身の安全に十分注意すること。

２．受託現場責任者は、安全作業及び作業内容の把握に努め、監督員と協議の上作業を行うものとする。

（疑義の解釈）

第　11　条　　本特記仕様書に明記のない事項、または記載に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

（委託代金の支払）

第　12　条　　委託料は、毎月の業務完了後、毎月均等で支払うものとする。ただし、各月の支払額に 1 円未満の端数が生じる場合は最終月に精算するものとする。

（グリーン物品購入及び環境配慮関係）

第　13　条　　この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。（以上方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）

２．本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。